

# 市民協働事業支援補助金改定の主なポイント

## ○補助金の上限額

40万円 → 50万円

## ○補助金の補助率

4/5以内 → 10/10以内

## ○対象団体

法人格を有しない団体又は特定非営利活動法人

→ 地域振興を目的として、一定の地域住民により自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体、特定非営利活動法人等の非営利団体（法人格の有無を問わない）であること。

## ○事業実施期間

4月1日 ~ 3月31日

## ○補助金の対象経費

- ・委託料、備品購入費は、補助対象経費総額の1/2以内。見積書必須。
- ・食糧費は、お弁当1,000円以内/人 お茶500円以内/人

## ○複数年の申請（最大3回まで）

- ・複数年にわたって、申請を検討している場合は、全体計画の概要を企画書に記載。

詳細は市民活動支援課まで  
お問い合わせください！

